

東京都における

新型コロナウイルス感染症の影響による家屋の工事の遅延が原因で 軽減措置の対象外となった場合における不動産取得税の減免について

東京都では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、一定の要件を満たす場合に、不動産取得税を減免します。

減免対象となる方

減免対象となる方は、次のような不動産の取得に係る軽減措置において、新型コロナウイルス感染症の影響による家屋の工事の遅延に伴い、法令に規定する期間の要件を超過したために、軽減措置を受けることができなかった不動産の取得者です。

- ・ [住宅用土地を取得したときの軽減](#)
- ・ [被収用不動産等の代替不動産を取得したときの軽減](#)
- ・ [買取再販に係る軽減](#) など

(※耐震基準不適合既存住宅の取得に対する軽減については、別途の措置となります。)

減免対象となる要件

法令に規定する期間以外の要件を満たしたうえで、次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす場合に減免対象となります。

- (1) 軽減措置における期間の要件の始期（住宅用土地を取得したときの軽減：土地を取得した日、被収用不動産等の代替不動産を取得したときの軽減：公共事業の用に供するために不動産を譲渡等した日、買取再販に係る軽減：中古住宅を取得した日 など）が、令和2年4月6日以前であること。
- (2) 令和2年1月30日時点で、軽減措置に係る期間の要件を経過していないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家屋の工事の遅延期間を除算した場合、軽減措置に係る期間の要件を満たすこと。

減免の手続及びお問合せ

減免を受けようとする場合は、[不動産取得税減免申請書](#)及び要件に該当することを証する書類の提出が必要です。

申請手続及び要件等についてのお問い合わせは、取得した不動産の所在地を管轄する[都税事務所又は支庁](#)（不動産取得税担当）へお願いします。